

令和7年4月21日から申請方法が変わりました。

公共ます等設置 申請方法のご案内

公共下水道を利用するためには、公共汚水ます(以下「公共ます」という。)への接続が必要です。建物の新築で新たに公共ますが必要になった場合、敷地条件等の要件が満たされれば市負担(公費)により公共ますを設置することができます。

ここでは、その要件及び申請方法についてご案内します。

《公費設置要件》

1. 申請地に既存の公共ますがないこと。
2. 申請地に接する道路に既に本管が埋設されていること。
3. 市街化区域内であること。
4. 開発行為もしくは特定開発事業に該当しないこと。
5. 具体的な建築計画があること。
6. 設置希望時期まで時間的な余裕があること(原則として相談開始日から3ヶ月以上)。
7. 市が定める面積要件を満たしていること。

＜面積要件＞

公共ます等設置申請により設置可能な公共ますの個数は、下水道が整備され供用開始の公示がされた又は下水道本管が整備された時点の排水面積(A)により決定します。ただし、受益者負担金(以下「負担金」という。)が賦課^{ふか}されていない土地については申請時の排水面積により決定します。

市が公費にて設置可能な公共ますの個数は、

$A < 300\text{m}^2 \cdots \cdots 1\text{個}$

$300\text{m}^2 \leq A < 600\text{m}^2 \cdots \cdots 2\text{個}$

$600\text{m}^2 \leq A < 900\text{m}^2 \cdots \cdots 3\text{個}$ (以降同様)

となります。ただし、自費施工により設置した公共ますの個数は設置可能個数に含みません。

※申請地＝建築確認申請上の建築敷地

※排水面積＝公共下水道で下水を排水できる面積

※賦課^{ふか}とは、受益者負担金の負担金額を決定することを言います

上記要件が満たされている場合で、個々の現場状況に応じた技術的な審査の結果、問題がないと認められた場合は、公費で公共ますを追加設置することができます。

※必ずお読みください。

《注意事項》

- ① 本申請前に、書面による事前相談が必要となります。
- ② 設置時期についてはご希望に沿えない場合があることから、十分に余裕をもった日程でお願いします。

なお、設置をお急ぎの方は、自費での設置をお願いします

- ③ 申請人は原則として土地の所有者となります。設置をする敷地等に負担金^{ふ か}が賦課されていない場合は、施工の翌年度に負担金^{ふ か}が賦課されます。

代理人が申請手続きを行う場合は、土地の所有者にもその旨を説明し必ず承諾をいただくようにしてください。

売買等により登記が終了していない場合は市職員にご相談ください。

- ④ 特定開発事業等の開発行為（以下「開発行為」という。）に該当する場合や、市街化調整区域内に設置を希望する場合は、自費での設置となります。
- ⑤ 技術的な審査基準については「自費工事マニュアル」に準拠します。
- ⑥ 公費による追加設置は、設置後における公共下水道の使用が前提となることから、必ず建物等の計画が決定してから、申請してください。

公共ます設置後、建物の計画変更によって位置や深さの変更が必要となった場合は、自費工事にて対応していただくことになります。

- ⑦ 申請人による水道供給管布設工事等により、公共ます設置工事の舗装本復旧が重複する場合は、事前に本復旧範囲について申請人と河川下水道施設課との間で費用負担を協議し復旧することになります。

《公共ます申請要件の例》

(例1) 受益者負担金が賦課済みで、供用開始時の排水面積(A)が250 m²で、既に市で設置した公共ますが1個ある。
⇒ × 自費工事に対応となります。

(例2) 受益者負担金が賦課済みで、供用開始時の排水面積(A)が400 m²で、既に市で設置した公共ますが1個ある。
⇒ ○ 1個申請可能です。

(例3) 受益者負担金が賦課済みで、供用開始時の排水面積(A)が400 m²で、自費で設置した公共ますが1個だけある。
⇒ ○ 2個申請可能です。

(例4) 受益者負担金が賦課済みで、供用開始時の排水面積(A)が400 m²で、既に市で設置した公共ますが1個、自費で設置した公ますが1個ある。
⇒ ○ 1個申請可能です。

(例5) 受益者負担金が賦課済みで、本管整備時の排水面積(A)が420 m²で公共ますがない。
⇒ ○ 2個申請可能です。

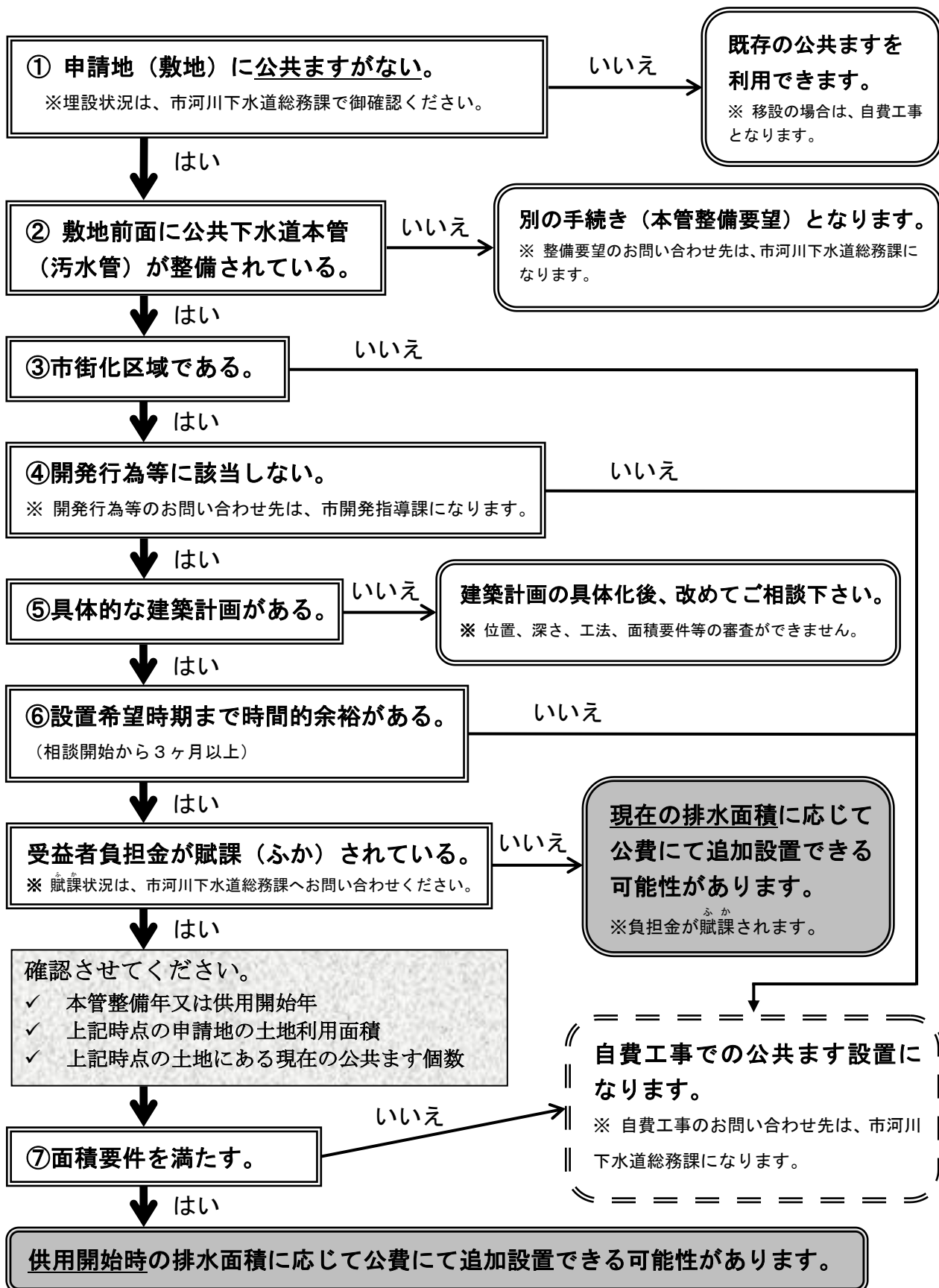
(例6) 受益者負担金が未賦課で、申請時の排水面積(A')が200 m²で、申請地に公共ますがない。
⇒ ○ 1個申請可能です。

(例7) 受益者負担金が未賦課で、申請時の排水面積(A')が400 m²で、申請地に公共ますがない。
⇒ ○ 2個申請可能です。

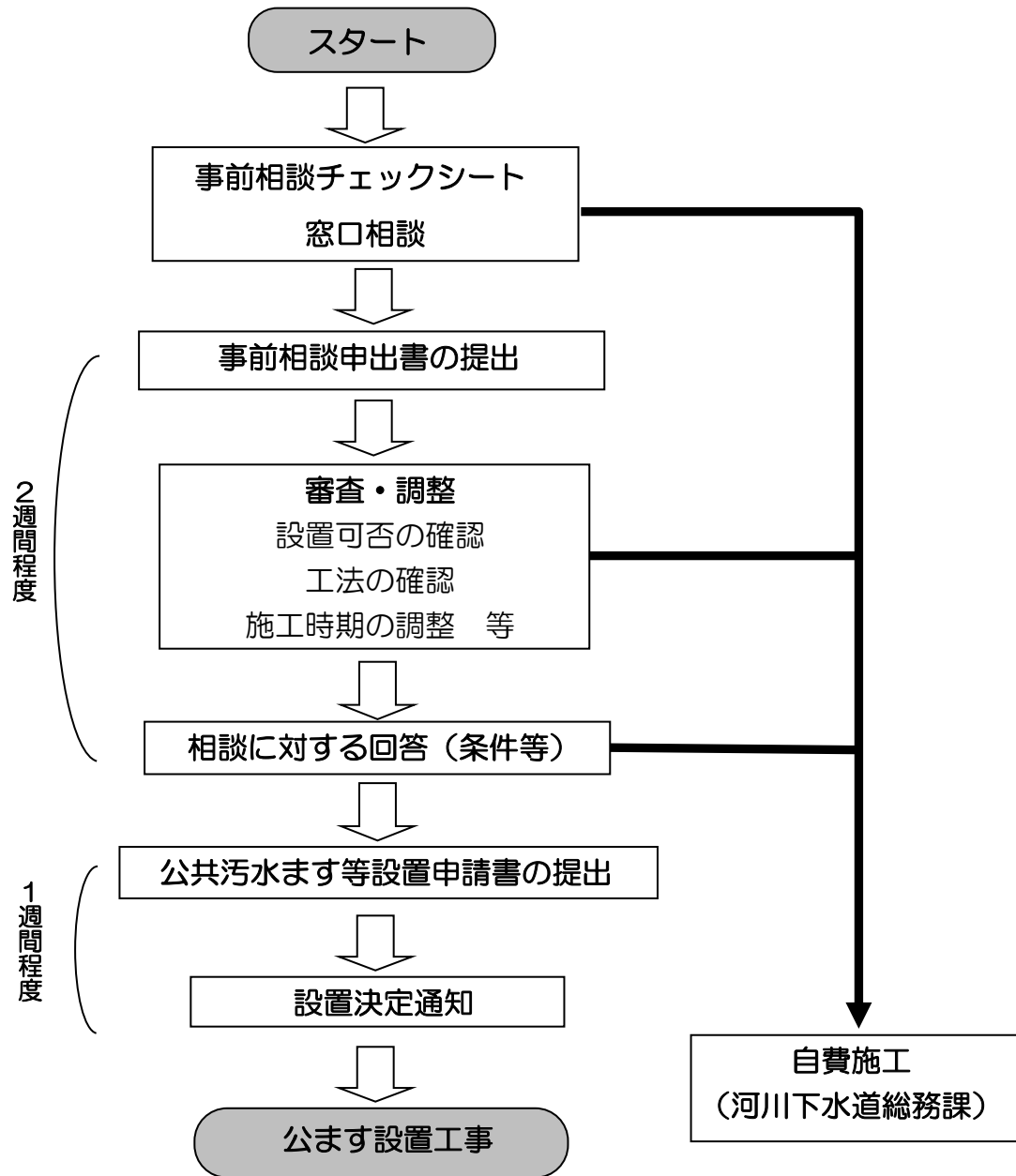
。



《公共ます申請の判断フロー図》

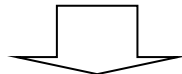


《公共ます等設置申請の流れ》



《公共ます設置申請 事前相談申出前チェックシート》

- チェック
- 申請地に既に設置されている公共ますがない ☐
(※ある場合は自費での移設工事となります。)
 - 申請地に接する道路に公共下水道本管(汚水)が埋設されている ☐
(※埋設されていない場合は、別の手続きとなります。(本管整備要望))
 - 市街化区域である ☐
 - 事前相談申出の時点で下水工事希望予定日まで3ヶ月以上の余裕がある ☐
(※十分に余裕を持った相談をお願いします。特に特殊工法採用時や年度の切り替わり時などではご希望に添えないことが多くなります。)
 - 具体的な建築計画図面がある ☐
(※事前相談の段階では計画図面で構いませんが、本申請時には建築確認済証の添付が必要となります。)
 - 当該建築行為が開発行為、特定開発事業のいずれにも該当しない ☐
(※事前に開発指導課で必ず確認をしてください。不明の場合は相談を受け付けられません。)



すべてにチェックが入れられた場合に事前相談申出書を受理できます。

「申請地」とは: 建築確認申請上の建築敷地

注意: このチェックシートは事前相談申出書の受理における要件を示したものであり、設置決定の要件ではありません。



《ホームページ》

ホーム > 申請書ダウンロード > くらし・手続きに関する申請書
> くらし・市民活動 > 公共ます等設置申請書

※ご不明な点がありましたら・・・

厚木市 都市インフラ整備部 河川下水道施設課
〒243-8511
厚木市中町3丁目17番17号
電 話：046-225-2370
FAX：046-222-8749
Eメール：5300@city.atsugi.kanagawa.jp
ホームページ：https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/